

令和7年度インドネシア・ゴロンタロ州との農業・水産業分野の交流事業仕様書

1 件名

令和7年度インドネシア・ゴロンタロ州との農業・水産業分野の交流事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業目的

令和6年度にゴロンタロ州において実施した現地調査やワークショップにて作成した事業計画に基づき、専門家派遣や、現地でのワークショップの開催、各種マニュアル作成等を行い、本県が有する生産・加工・流通技術等の指導・助言・技術移転や、県内企業が有する技術・製品等の導入等につなげる。

4 委託内容

農業（稲作・果樹）及び水産業の各分野における事業計画※に沿って、以下の業務を行う。

- (1) 専門家の派遣
- (2) ワークショップの開催
- (3) 県内企業等とのマッチング
- (4) その他、本事業の実施にあたり必要となる一切の業務

なお、本仕様に記載の無い事項については、予算の範囲内であれば独自提案として提案すること。

※農業（稲作・果樹）及び水産業の各分野における事業計画は、以下の通り。

- (1) 農業（稲作）
 - ①栽培スケジュールの作成
 - ②病虫害システムの改善
 - ③稲作に関する関連情報の提供
 - ④県内企業とのビジネスマッチング
- (2) 農業（果樹）
 - ①柑橘農家によるデータ収集支援
 - ②栽培スケジュールの作成
 - ③栽培に係るワンポイントレッスン帳の作成
 - ④経営・加工・流通の改善に関する情報共有
 - ⑤県内企業とのビジネスマッチング
- (3) 水産業
 - ①漁獲段階での取扱いに関するマニュアルの作成
 - ②加工場における衛生管理の向上に関する教材の作成
 - ③サプライチェーン全体の相互理解の促進
 - ④県内企業とのビジネスマッチング

5 業務実施体制

業務の実施にあたっては、愛媛県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

- (1) 受託者は、本業務委託を指揮する総括責任者を配置すること。
- (2) 総括責任者は、企画立案、実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (3) 総括責任者は、申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (4) 総括責任者は、愛媛県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (5) 総括責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6) 総括責任者は、経費、事業内容等、愛媛県から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括責任者を変更しないこと。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに総括責任者の氏名等を愛媛県に通知すること。

6 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (3) 事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託者は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

7 その他

- (1) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの事業内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 本事業の実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (3) 事業の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら事業を遂行すること。事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (4) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。